

平成 29 年度 6 月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

当初予算編成後の状況の変化により、早急に補正を要するものについて対応するため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	当初予算額	6月補正予算額	6月現計予算額	(参考) 29年度6現/ 28年度6現
一般会計	19,402.31	1.33	19,403.64	96.3
特別会計	12,257.84	—	12,257.84	98.2
企業会計	1,086.63	—	1,086.63	100.3
計	32,746.78	1.33	32,748.12	97.2

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	当初予算額	6月補正予算額	6月現計予算額
国庫支出金	1,273.28	1.33	1,274.61
その他	18,129.02	—	18,129.02
計	19,402.31	1.33	19,403.64

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

㊦ 中小企業における人材確保・育成の支援

- ・ 職業訓練強化事業費 1億1,328万円

人手が不足している介護・物流・ITの各分野において、県内中小企業等の人材確保・育成の強化を促進するため、従来の公的職業訓練の枠組みでは対応できない新たな人材育成等の取組みを実施する。

[産業労働局労働部産業人材課長 電話 045-210-5700]

- ・ 中小企業プロフェッショナル人材確保支援事業費 2,000万円

県内中小企業における「攻めの経営」に必要なプロフェッショナル人材の確保を支援するため、意識改革による柔軟な働き方(出向・兼業等)の導入等を促すシンポジウムや、中小企業とプロフェッショナル人材との交流会等を実施する。

[産業労働局中小企業部中小企業支援課長 電話 045-210-5550]

II 条例案等について

1 条例案等の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	6 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	1 件
特 定 事 業 契 約 の 締 結 等	2 件
動 産 の 取 得	1 件
指 定 管 理 者 の 指 定	1 件
そ の 他	3 件
計	14 件

2 主な提出予定議案

【特定事業契約の締結】

○ 体育センター等特定事業契約(P5参照)

契約に係る事業 施設整備、維持管理、運営支援等

契約者名 藤沢市村岡東一丁目5番8号

神奈川スポーツコミュニケーションズ株式会社

代表取締役 西海 浩一

契約金額 215億4,211万6,104円

[教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

【その他】

○ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款(P6参照)

神奈川県立保健福祉大学を公立大学法人に移行するため、地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の定款を定める。

[保健福祉局保健医療部公立大学法人化担当課長 電話 045-285-0710]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

雇用保険法の一部改正により失業等給付が拡充されたことに伴い、失業者の退職手当の支給要件について、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

○ 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立にあたり、地方独立行政法人法第11条第1項の規定に基づき、新たな地方独立行政法人評価委員会を設置するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部行政管理課長 電話 045-210-2200]

○ 神奈川県県税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、県費負担教職員制度の見直しによる税源移譲が行われたことから、指定都市に住所を有する者の個人県民税所得割の税率を変更するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

○ 神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報の保護に関する法律等の一部改正の施行等に伴い、個人情報の定義に、指紋等を符号化した個人識別符号を追加するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部情報公開広聴課長 電話 045-210-3710]

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、情緒障害児短期治療施設が児童心理治療施設に改称されたことに関し、関係省令において経過措置が規定されたことに伴い、所要の改正を行う。

[県民局次世代育成部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

【工事請負契約の締結】

名 称	工 事 の 場 所	工事請負金額
県民ホール本館舞台設備改修工事 請負契約	横浜市中区山下町3-1	10億7,460万円

[県民局くらし県民部文化課長 電話 045-210-3800]

【特定事業契約の変更】

○ 自動車運転免許試験場整備等事業特定事業契約の変更について

整備計画の見直しに伴い、施設整備業務、維持管理業務及び運営支援業務等に関する費用について、特定事業契約（PFI）を変更する。

[警察本部交通部運転免許本部免許課自動車運転免許試験場建設室長

電話 045-365-3111]

【動産の取得】

国から示された本県の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標を踏まえ、購入契約を締結する。

品 目	数 量	契約者名	契約金額
タミフルドライシロップ3% 30g(瓶)備蓄用	38,320箱	中外製薬株式会社 営業本部長 加藤 進	1億8,375万2,064円

[保健福祉局保健医療部健康危機管理課長 電話 045-210-4790]

【指定管理者の指定】

施設の名称	指定管理者候補		指 定期 間
	名 称	主たる事務所の所在地	
伊勢原射撃場	一般社団法人 神奈川県射撃協会	伊勢原市上粕屋2380番地	H30.4.1~H35.3.31

[スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

【その他】

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構関係2議案

元がんセンター敷地等地方独立行政法人神奈川県立病院機構が有する土地の一部を、県有地の一部と等価交換することから、重要な財産の譲渡に関する認可等について提案する。

- ① 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について
- ② 地方独立行政法人神奈川県立病院機構による重要な財産の譲渡の認可について

①② [保健福祉局保健医療部県立病院課長 電話 045-210-5040]

4 関係資料

特定事業契約の締結（体育センター等特定事業の概要）

(1) 目的

老朽化が著しい体育センター（藤沢市善行）について、隣接する総合教育センターと一体的整備を図り、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプにも活用できる、全ての県民のスポーツ振興拠点として再整備するにあたり、建替えから維持管理等までをPFI事業により実施するため、特定事業契約を締結する。

(2) 内容

ア 施設名称 体育センター及び総合教育センター

イ 所在地 藤沢市善行七丁目1番1号及び2号

ウ 業務内容

(ア) 施設整備業務

- ・第2アリーナ・プール棟 新築 2階建て ・グリーンハウス 改修 3階建て
- ・宿泊棟 新築 3階建て ・本館棟 新築 7階建て など

(イ) 維持管理業務（屋外競技施設を含む施設全体）

(ウ) 運営支援業務（屋外競技施設を含むスポーツ関連施設の受付・利用調整業務等）

(エ) 付帯業務（飲食施設等の運営業務）

(3) 契約者名

藤沢市村岡東一丁目5番8号

神奈川スポーツコミュニケーションズ株式会社

代表取締役 西海 浩一

(4) 契約金額

215億4,211万6,104円

(5) 契約期間

契約締結日から平成47年3月31日まで

【完成イメージ】



※PFI事業で整備する施設以外（例：陸上競技場等）は、別途、県直営事業により整備する予定としているため、外観図は簡素化して表現しています。

(6) スケジュール(施設整備については、PFI方式と県直営方式の併用)

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	～46年度
PFI方式	アドバイザー業務 ・入札 ・落札者決定 ・基本協定締結 ・仮契約 ・特定事業契約		新築等建物の設計・施工			スポーツ施設供用開始予定	維持管理、運営支援等 本館棟供用開始予定
県直営方式	現本館棟等の除却工事		球技場、補助競技場の一部人工芝等工事				陸上競技場スタンド等の改修工事設計 陸上競技場スタンド等の改修工事

問合せ先

教育局行政部教育施設課 課長 日比野 電話 045-210-8061

体育センター・総合教育センター再整備グループ

江尻 電話 045-285-1020

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款案の概要

(1) 目的

平成 30 年 4 月に、神奈川県立保健福祉大学を公立大学法人に移行するため、地方独立行政法人法に基づき定款を定める。

(2) 内容

ア 公立大学法人の目的

この公立大学法人は、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成して、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的とする。

イ 公立大学法人の名称

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）と称する。

ウ 設立団体

法人の設立団体は、神奈川県とする。

エ 法人の種別

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

オ 役員

- (ア) 法人に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。
- (イ) 大学の学長は理事長と別に任命し、学長は副理事長となるものとする。

カ 役員任命

- (ア) 理事長は、知事が任命する。
- (イ) 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- (ウ) 監事は、知事が任命する。

キ 役員会

法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

ク 審議機関

- (ア) 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。
- (イ) 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

ケ 学長選考会議

学長を選考するため、法人に学長選考会議を置く。

コ 業務の範囲

- (ア) 大学を設置し、これを運営すること。
- (イ) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (ウ) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う教育研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (エ) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (オ) 教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域や国際社会に貢献すること。
- (カ) (ア)～(オ)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

サ 資本金

法人の資本金は、神奈川県が出資する。

(3) 施行期日

法人成立の日

問合せ先

保健福祉局保健医療部

公立大学法人化担当課長

深井 電話 045-285-0710

保健人材課公立大学法人化グループ

山田 電話 045-285-0711

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 中谷 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 黒岩 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 篠原 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 山下 電話 045-210-3022